

からだがよろこぶデリ利用促進キャンペーン業務委託仕様書

1 事業概要

(1) 事業目的

県では、県民の健康課題の要因となる食の課題（主食・主菜・副菜がそろわない、野菜不足、食塩過多）の解決に向け、県が登録したスーパーマーケット（けんこう time 推進店）等と協働して健康に配慮した「からだがよろこぶデリ」（惣菜・弁当）の提供や啓発活動を展開し、県民が自らの健康状態に関心を持つきっかけを作り、健康に対する意識醸成につなげることを目指している。

本事業は、「からだがよろこぶデリ」の利用促進を通じて適塩を基本に「主食・主菜・副菜のそろった食事」（以下、「バランスの良い食事」という。）について普及啓発を図ることを目的として実施する。

(2) 対象地域

新潟県内

(3) 対象（ターゲット）

主に働く世代（概ね 20～50 歳代）とし、特に子育て世帯への PR を強化する。

2 委託業務内容

事業概要に基づき、(1)～(4)の事業を実施する。

(1) キャンペーンの企画運営

ア キャンペーンの実施期間は令和 8 年 9 月から 11 月までの 3 ヶ月程度とする。

イ 対象が「からだがよろこぶデリ」の利用につながるキャンペーンとなるよう、創意工夫を凝らすこと。

ウ 対象がキャンペーンに参加しやすく、多くの参加者が見込める方法であること。

エ 推進店がキャンペーンに参加するメリットを感じることができる内容であること。
また、推進店に負担が少なく、取り組みやすい方法であること（店頭での試食、ブース設置、応募行為、スタンプの押印等、推進店従業員の業務が伴うものは不可とする。）。

オ 推進店を利用するターゲットに対し、店頭で本キャンペーンが認知され、「からだがよろこぶデリ」該当商品に誘導する仕掛けについて、提案し、実施すること。なお、提案内容は推進店が実施可能なものであること。

カ 実施にあたり、推進店との調整を行うこと。また、参加する推進店に必要な資材の準備から発送まで行うこと。

キ 「からだがよろこぶデリ」のロゴマークは指定のものを使用すること（別紙 2 参照）。なお、キャンペーン期間中は、該当商品に「からだがよろこぶデリ」マークシールを貼付し販売する予定であり、当該シールを必要部数作成すること。キャッチフレーズは「からだがよろこぶ、一皿を足そう。」を使用すること。

ク キャンペーン応募のためにツール（台紙等）が必要となる場合は、必要部数作成すること。なお、ターゲットが応募しやすいツールの使用（Web サイト等）についても検討すること。併せてキャンペーン周知のための店頭掲示物を作成すること。

ケ キャンペーンへの参加促進につながる賞品を選定し、準備から発送まで行うこと。

なお、賞品は原則として県産品とすること。また、応募者の受付及び応募者リストの管理を行うこと。

(2) 広報宣伝活動

ア ターゲットに十分な周知効果が図られる広報を提案・実施すること。なお、以下の①～③については必ず取り組むこと。

- ① キャンペーンの広報全般として、野菜摂取量増加を切り口に「からだがよろこぶデリ」の利用促進につながる内容とすること。
- ② キャンペーンに合わせて、仕事や家事、育児に忙しい時などに「からだがよろこぶデリ」を利用することで家事時間の短縮につながる広報を行うこと。
- ③ キャンペーン開始前の野菜の日（8月31日）に合わせて、野菜摂取量の増加及びキャンペーン周知の広報を実施すること。

イ 「からだがよろこぶデリ」を普段の食生活に取り入れるメリットについて、以下の広報を行うこと。

普段の食事に「からだがよろこぶデリ」を加えるまたは置き換えることで、適塩でバランスの良い食事や野菜摂取量の増加につながること。

ウ ア及びイについて、以下の①～④の広報宣伝を戦略的に実施すること。

- ① 店頭における広報宣伝
 - ・野菜摂取量評価装置等による推定野菜摂取量の評価ができる機会の提供【必須】
 - ・惣菜販売スペースでの広報の展開
 - ・店内放送を活用した広報 等
- ② ポスター、リーフレット等のデザイン制作、印刷等
- ③ テレビ等の各種メディアを活用した宣伝
- ④ ホームページ、SNS 等各種情報発信媒体を活用した広報
(特に、ホームページ、x (旧 Twitter) 及び Instagram を活用する場合は、県ホームページ「健康にいがた 21」、「健康立県にいがた公式 X (旧 Twitter)」及び「健康づくり支援課公式 Instagram」と連携すること。)

エ その他、仕様書に示した内容以外の効果的な手法を提案することは差し支えない。

(3) 意見の収集等

ア 利用者（特にターゲット）への事業効果を評価するため、アンケート調査等（「からだがよろこぶデリ」認知度調査、店頭での推定野菜摂取量調査を含む）を実施し、集計・分析した上で、キャンペーン実施報告書を県に提出すること。

イ キャンペーン実施にあたっての推進店の意向確認や実施後の事業効果を評価するため、訪問による聞き取り調査等を実施し、集約した上で、アと併せて県に提出すること。

ウ ア及びイの調査内容は、県と協議の上、決定すること。

(4) その他留意事項

本事業の実施に当たっては、一過性のイベントではなく、県民が健康的な食事を実践するための動機づけや、健康に配慮した商品のイメージ向上を目的とした取組であることを意識されたい。

3 見積条件

上限額 4,600 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

5 成果報告書

業務完了後、実施結果を踏まえた実績報告書を令和9年3月末日までの間に速やかに提出すること。

※以下を含む

- ・ 県民へのアンケート調査等のデータ集計・分析結果
- ・ 推進店への聞き取り調査等の集約結果
- ・ 広報の実績・成果（視聴数や情報発信媒体へのアクセス数等）

6 その他

(1) 著作権

本事業に使用する各種媒体（ポスター、リーフレット等）の著作権は新潟県に帰属させる。

(2) 遵守事項

業務受託者は、本件業務に関して知り得た、新潟県及び他の事業者が保有する秘密情報を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

(3) その他

- ア 新潟県と十分に協議を行いながら事業を進めること。
- イ 事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- ウ 仕様書に記載のない事項は、その都度協議する。
- エ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。

別紙 2

からだがよろこぶデリ ログマーク

